

第21回歯の健康まつり

6月4日(木)～10日(月)は「歯と口の健康週間」です。中津歯科医師会主催で、歯と口の健康を保つヒントを多数用意した「歯の健康まつり」を開催します。ぜひみなさん、お越しください。

- 日時 6月9日(日) 9時～12時
- 場所 教育福祉センター
- 催し物 歯科講演、親と子のよい歯のコンクール、高齢者のよい歯のコンクール、歯科健診、フッ化物体験コーナー、歯と口の健康図画ポスターコンクール ほか



▲昨年度の優秀作品

高齢者のよい歯のコンクール (歯の健康まつりと同時開催)

8020 (80歳で20本の歯を残す) を達成し、かかりつけ歯科医院への定期検診などで口腔の機能維持・向上と衛生管理に努めている人、歯や口腔への意識の高い人を審査、表彰します。優秀賞の人は、中津市長、中津歯科医師会会長から表彰があります。また、市代表として大分県歯科医師会の書類審査に選出されます。

参加者募集

- 対象 平成31年3月31日現在で満80歳以上 (昭和14年3月31日以前に生まれた人) で、自分の歯を20本以上保持している人
- ※地域医療対策課への事前申し込みが必要です。
- ※以前に本コンクールで表彰された人 (県表彰者) を除きます。



知っていますか? 「むし歯予防にはフッ化物」 ～フッ化物は歯を強くし、安全性も確立されています～

大分県内の幼児・小学生のむし歯は、全国平均よりも多くなっています。フッ化物は、指示された量を守って使うことで、安全にむし歯予防を行うことができます。



フッ化物ってなに?
食品・水・土壌といった自然界に広く存在する自然の栄養 (ミネラル) です。私たちの身の周りのどこにでもある普通の物質であり、健康な歯や骨のための栄養です。

フッ化物の効果
①溶けた歯が再び元の状態に戻っていく再石灰化を手助けし、初期むし歯を修復します。
②酸に溶けにくい丈夫な歯になります。
③むし歯の原因菌の働きを抑えます。

フッ化物塗布・フッ化物洗口事業を利用しましょう!

市では、1歳6か月～就学前の幼児を対象にフッ化物塗布を、また小学生にはフッ化物洗口の実施をすすめています。



■問合せ・申込先 地域医療対策課 (☎22-1170)

人と犬の安全で良好な関係のために



～犬を飼育している人へ～

1 必ず「登録」と「狂犬病予防注射」をする

生後91日以上を飼っている場合、一生に一回の登録と毎年の狂犬病予防注射が法律で義務づけられています。登録したらもらえる「鑑札」と予防注射の都度もらえる「注射済票」は犬の首輪に装着して、その犬の飼い主がわかるようにしてください。



▲鑑札



▲注射済票

2 犬の「放し飼い」は絶対にしない

犬の放し飼いは県の条例で禁止されています。どんなにおとなしい犬でも、飼い主の手から放れると、思いがけず飼い主以外の人や、他の犬に咬みついてしまうことがあります。

また、道路では交通事故のリスクもあり、所有地外である路上や公園など公共の場で飼い犬を放すことは危険です。常に目を離さず、リードをしっかり持つことが重要です。飼い犬を放して運動させたい場合は、ドッグランなどの専用施設の中で、ルールとマナーを守って遊ばせましょう。



3 必要な「しつけ」をしておく

「名前を呼んだら飼い主の方を向く、飼い主のもとに来る」、「おすわり」、「まて」などがいつどんなときでもできるようにしておく、事故になりそうな状況を未然に回避することができます。また、しつけは地震などの災害時に犬の命を救うことにも役立ちます。もしものときに、信頼関係が重要なのは、人も動物も同じです。

◆正しいリードの持ち方◆



①リードの輪っかを親指に通す



②1～2周巻きつけて握りこむ



③逆の手も小指側からリードの先が出るように握る

～路上で犬を見かけた人へ～

1 飼い主がリードを持っている場合

- ◎走って急に近づいたり、大勢で近づいたりすると、犬は怖がるのでやめましょう。
- ◎触れる場合は、必ず先に飼い主に了承を得てから触れましょう。
- ◎犬は視界の外から急に手が出てくると怖がります。手を出す時は、しゃがんで正面からゆっくり近づき、手をグーにして下から犬の鼻に近づけ、においを嗅がせてから撫でるのが、犬に対してのマナーです。

2 それ以外の場合

- 首輪を付けた犬がひとりぼっちでつながれていたり、うろろろしていたり、また、首輪のない犬がうろついていたりのを見かけることもあると思います。以下のことを守って、保健所に連絡してください。
- 近づかないようにしてください (特に首輪の無い犬)。
- 首輪がついていて迷子と思われる場合も、無理に追いかけたり、捕まえようとしていたりしないでください。



■問合せ先 大分県北部保健所 (☎22-2210)、市生活環境課 (☎22-1111・内線316)